

高教職第903号

平成27年12月11日

大阪府教育委員会 様

高槻市教育委員会

懲戒処分に関する内申

標記の件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、下記の通り内申いたします。

記

所 属	大阪府高槻市立[]学校		
職 名	[]	ふりがな 氏 名	[]
性 別	[]	生年月日	[]
現住所	[]		
懲戒の程度	減給1ヶ月(10分の1)		
懲戒処分の対象となる事実	別紙のとおり		
適 応 法 令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号		
履 歴 事 項	[]		

懲戒処分の対象となる事実

■は、平成26年8月23日(土)、■が東京ドームホテルにおいて開催した英語教科書の「編集会議」に出席し、高槻市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、当該編集会議への出席に係る報酬として、同社から現金5万円を受け取った。

また、■は、当該編集会議終了後、同ホテル内において行われた同社の社員も参加した懇親会に出席し、さらに、同日は同ホテルに宿泊し、懇親会費と宿泊費は同社が負担した。

加えて、■は、平成22年9月4日(土)、愛知県名古屋市で行われた■の「中学英語編集ブロック会議」に出席し、この時も、高槻市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、報酬を受け取っていた。

さらに、平成26年4月24日(木)に行われた校長会において、高槻市教育委員会から「教科書会社の社員から、資料の提供や意見の聴取、研修会への勧誘等がなされる可能性があるが、教科書採択の公平性の観点から、対応することがないよう」と注意喚起されていたにもかかわらず、当該編集会議に出席した。

人 事 異 動 通 知 書

大阪府高槻市公立

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号により1月間
給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1を減ずる

平成27年12月18日

大阪府教育委員会

上記のとおり発令されたので通知します

大阪府教育委員会教育長

訓 戒

大阪府高槻市公立

あなたは、平成26年12月24日、が高槻市内で開催した会議に出席し、当該会議において、同社が文部科学省の教科用図書検定審査に提出している申請図書等の内容を知らされ、また、高槻市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、当該会議への出席に係る報酬として、同社から現金1万円を受け取った。

あなたが、高槻市教育委員会の許可を受けず、当該会議に出席して報酬を受け取ったことは、地方公務員法第38条第1項に違反する行為である。

また、文部科学省が定める教科用図書検定規則実施細則において、検定申請者は、申請図書等の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない旨規定されているところ、あなたが、教科書検定制度を十分に理解することなく、検定申請中の図書等の内容を知らされながら、当該会議への出席に係る報酬として、同社から現金を受け取ったことは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる不適切な行為である。

あなたのこれらの行為は、法令を遵守しなければならない教育公務員としてのみならず、として、その自覚が欠如していると言わざるを得ず、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、今後かかることのないよう、厳に訓戒する。

平成28年3月28日

高槻市教育委員会

訓 告

大阪府高槻市公立学校教員 [REDACTED]

あなたは、平成22年9月4日に、[REDACTED]が名古屋市内で開催した会議に出席し、また、平成22年12月17日に、同社が高槻市内で開催した会議に出席し、当該各会議において、同社が文部科学省の教科用図書検定審査に提出している申請図書等の内容を知らされ、また、いずれの会議への出席も服務監督者である市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、当該会議への出席に係る報酬として、各回、同社から現金1万円を受け取った。

あなたが、市教育委員会の許可を受けず、複数回の会議に出席して報酬を受け取ったことは、地方公務員法第38条第1項に違反する行為である。

また、文部科学省が定める教科用図書検定規則実施細則において、検定申請者は、申請図書等の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない旨規定されているところ、あなたが、教科書検定制度を十分に理解することなく、検定申請中の図書等の内容を知らされ、意見を述べたことは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる不適切な行為である。

あなたのこれらの行為は、法令を遵守しなければならない教育公務員として、その自覚が欠如していると言わざるを得ず、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、今後かかることのないよう、厳に訓告する。

平成28年5月18日

高槻市教育委員会

厳重注意

大阪府高槻市公立学校教員 [REDACTED]

あなたは、平成26年8月24日、[REDACTED]が東京都内で開催した会議「教育フォーラム」に出席し、当該会議において、同社が文部科学省の教科用図書検定審査に提出している申請図書等の内容を知らされ、また、服務監督者である市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、当該会議への出席に係る報酬等として、同社から現金2万5千円を受け取った。

あなたが、市教育委員会の許可を受けず、当該会議に出席して報酬を受け取ったことは、地方公務員法第38条第1項に違反する行為である。

また、文部科学省が定める教科用図書検定規則実施細則において、検定申請者は、申請図書等の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない旨規定されているところ、あなたが、教科書検定制度を十分に理解することなく、検定申請中の図書等の内容を知らされ、意見を述べたことは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる不適切な行為である。

あなたのこれらの行為は、法令を遵守しなければならない教育公務員として、その自覚が欠如していると言わざるを得ず、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、今後かかることのないよう、厳重に注意する。

平成28年5月18日

高槻市教育委員会

厳 重 注 意

大阪府高槻市公立学校教員 [REDACTED]

あなたは、平成21年8月20日、[REDACTED]が高槻市内で開催した会議に出席し、当該会議において、同社が文部科学省の教科用図書検定審査に提出している申請図書等の内容を知らされ、また、服務監督者である市教育委員会の許可を受けていなかったにもかかわらず、当該会議への出席に係る報酬として、同社から図書カードを受け取った。

あなたが、市教育委員会の許可を受けず、当該会議に出席して報酬を受け取ったことは、地方公務員法第38条第1項に違反する行為である。

また、文部科学省が定める教科用図書検定規則実施細則において、検定申請者は、申請図書等の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない旨規定されているところ、あなたが、教科書検定制度を十分に理解することなく、検定申請中の図書等の内容を知らされ、意見を述べたことは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる不適切な行為である。

あなたのこれらの行為は、法令を遵守しなければならない教育公務員として、その自覚が欠如していると言わざるを得ず、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、今後かかることのないよう、厳重に注意する。

平成28年5月18日

高槻市教育委員会

注 意

大阪府高槻市公立学校教員

あなたは、平成23年2月20日、[redacted]が大阪市内で開催した会議に出席し、当該会議において、同社が文部科学省の教科用図書検定審査に提出している申請図書等の内容を知らされ意見を述べた。

文部科学省が定める教科用図書検定規則実施細則において、検定申請者は、申請図書等の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない旨規定されているところ、あなたが、教科書検定制度を十分に理解することなく、検定申請中の図書等の内容を知らされ、意見を述べたことは、教科書採択の公正性、透明性に疑念を生じさせる不適切な行為である。

あなたのこれらの行為は、法令を遵守しなければならない教育公務員として、その自覚が欠如していると言わざるを得ず、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、その職の信用を著しく失墜するものである。

よって、今後かかることのないよう、注意する。

平成28年5月 日

高槻市立 [redacted] 学校長